

予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の公表について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）による社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、特定個人情報ファイルを保有する事務について、特定個人情報保護評価が義務付けられた。

新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を予防するため、国は、令和2年12月9日に「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律」を制定し、新型コロナウイルスワクチン接種を予防接種法第6条に基づく臨時接種に位置付けた。

従来から、予防接種においてはマイナンバーを利用するため、特定個人情報保護評価が行われてきたところである。しかし、新型コロナウイルスワクチン接種事務において、国の新システムであるワクチン接種記録システム（VRS）の利用により、予防接種対象者の新たな特定個人情報等の取扱いが生じるため、マイナンバー法に規定された特定個人情報保護評価を実施した。

評価の実施に際し、パブリックコメントを実施し、その後、第三者点検として北九州市個人情報保護審査会に諮問した結果、妥当であると認められたため、予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書を公表するもの。

1 特定個人情報保護評価

国や地方公共団体が、特定個人情報（マイナンバー等）を取り扱う事務について、個人のプライバシー等に与える影響を予測した上で、個人情報の漏えい等のリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を自ら評価し、公表するもの。

2 特定個人情報保護評価書の主な内容

- (1) 既存の予防接種台帳システム（wel-mother）から国のワクチン接種記録システム（VRS）へワクチン接種対象者のマイナンバーを含む情報の登録
- (2) VRSで接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供
- (3) 特定個人情報ファイルの取り扱い時のリスク対策は以下のとおり
 - VRSのデータベースは、市区町村ごとに区分され、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセスを国により制限
 - VRSでの個人情報利用は、情報漏えい防止のため、暗号化された通信回線を使用し、接種会場からはマイナンバーへアクセスできないように国により制御

- VRSへの情報入力を行う委託先の特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保
- ・委託契約時の確認（情報を管理するための組織体制、方法等）
 - ・代表者及び従事者からの情報資産の適正な取扱いに関する誓約書の提出

3 市民意見の聴取（パブリックコメント）

- (1) 意見募集期間 令和3年10月18日～11月17日 31日間
- (2) 意見募集の周知方法 市政だより令和3年10月15日号、市ホームページへの掲載
- (3) 資料の閲覧・交付場所 保健福祉局感染症医療政策課、広報室広聴課、
区役所総務企画課、出張所、市ホームページ
- (4) 意見提出状況 提出者（意見数） 0人（0件） ※評価書への反映なし

4 第三者点検

- (1) 実施日 令和3年12月9日 14:05～15:15
- (2) 結果

特定個人情報保護評価指針に定める適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、その記載内容は、指針に定める実施手続き等に適合し、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められた。

5 特定個人情報保護評価書の公表

- (1) 公表方法 市ホームページへの掲載、保健福祉局感染症医療政策課、
北九州市立文書館での閲覧
- (2) 公表時期 令和4年1月28日 予定